

「(仮称) 千葉県債権管理条例 (案)」に対する意見と県の考え方

千葉県総務部総務課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年12月23日(金)～令和5年1月16日(月)
- 2 意見提出者数(意見の延べ件数) 1人(4件)
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

意見の概要	県の考え方
(1) 条例の規定内容について	
税を除外する理由は何か。債権管理のコストや必要なリソースは、税か否かはあまり関係がないように思われる。	税債権については、地方税法や千葉県県税条例において債権管理の方法が規定されており、債権が消滅する場合についても地方税法に規定されているため、条例案では対象とはいたしませんでした。
(2) 債権管理の今後の方針について	
どの程度の額の債権を議会の議決を経ずに放棄するのか。	条例案では、議会の議決を経ずに放棄する債権の額についての定めはありませんので、条例が制定された場合には、条例で定める債権放棄の事由に該当する場合には、金額にかかわらず、議会の議決を経ずに放棄を行うこととなります。
債権の消滅時効の完成前に「費用倒れ」の判断を行い、請求や訪問、債務者の状況調査などを中止することはあるか。あるとすれば、金額・時期等の基準をどのように設定するか。	債権管理については、地方自治法等の規定が適用されますので、それら法令の規定に基づいて債権の消滅時効の完成前に徴収に係る費用を考慮して、債権の保全・取立ての措置をとらないこととする場合もあります。 もともと、当該措置をとるかどうかは、債務者の状況や強制執行が可能な財産がどの程度あるかによって判断するため、一律の基準を設けることはいたしません。
1件当たりの債権の額と管理費用は比例しない。少額債権の多くは、仮に回収に至ったとしても、請求書の発送費用、交通費等に加えて、表面化しにくい人件費や設備の減価償却費等も賄えない。	県民負担の公平性・公正性の確保と事務の効率性の確保は、どちらも重要な要請であると認識しております。 条例が制定された場合においても、それらが重要であることには変わりはありませんが、県の債権が県民の重要な財産であることに鑑み、

回収しても「費用倒れ」となってしまう少額債権の管理費用も、きちんと支払いをしている方の負担により成り立っているのが現実である。

県は、民間企業以上に「公平性の確保」が要求されるのは当然だが、限りある物的・人的資源を有効に用いる「効率性の確保」も同程度に重要と考える。

債権管理の現実からすれば、「公平性の確保」を言い訳にして、「きちんと支払いをしている住民の負担のもとで、メリハリのない非効率な債権管理を漫然と行ってきた」との苦言もありうるのではないか。

他の自治体の先行事例を見れば、千葉県構想はむしろ遅い感があるが、後発の強みを生かし、各種事例のメリット・デメリットを比較し、実効性・妥当性のある、全体最適が実現できる仕組みとなることを期待する。

徴収努力を尽くすことは当然の前提としつつ、それでもなお徴収の見込みがなくなった債権については速やかに債権放棄を行い、他の自治体の取組みも参考にしながら、徴収可能な債権の回収に注力していきたいと考えております。